

横浜市乳幼児一時預かり事業 利用料減免制度の開始について

乳幼児一時預かり事業では、令和3年4月1日から、生活保護世帯・市民税非課税世帯及びひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯等）の利用料が減免になる制度が始まります。

減免を受ける場合は、証明書類（保護証明書、市民税・県民税（非）課税証明書、福祉医療証など）を施設に提出してください。施設に提出した日から、利用料（食費等の実費負担分を除く）が減免となります。

【減免を受けることができる児童】

- (1) 生活保護世帯・非課税世帯の児童
- (2) ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯等）の児童

【減免を受ける方法】

施設を利用するときに、それぞれ該当する証明書類の写しを施設へ提出してください。（年度又は有効期限ごとに提出が必要です。）

- (1) 生活保護世帯・市民税非課税世帯の場合
保護証明書・市民税非課税証明書等
- (2) ひとり親世帯の場合
福祉医療証、児童扶養手当証書等

【減免される額】

全額減免（ただし、食費等の実費負担分は除く）

【留意事項、その他】

・減免を受けるために提出いただいた書類や情報は、施設を通じて横浜市に提出されます。提出された書類や情報は、個人情報保護法及び条例の規定に基づき適正に管理し、本事業の目的以外においては使用されません。

・減免制度の対象となるのは、証明書類を施設へ提出いただいた日以降となります。遡っての適用はできません。

<減免制度に関する問合せ先>

横浜市こども青少年局

保育・教育運営課

Tel:045-671-3564